

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年2月21日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第4号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金及び使用料)	(料金及び使用料)
第26条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額（以下「 <u>料金算定基礎額</u> 」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。	第26条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。
2 使用料は、1個1月につき、別表第2に掲げる額（以下「 <u>使用料算定基礎額</u> 」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。	2 使用料は、1個1月につき、別表第2に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。
3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における料金及び使用料の計算については、当該各号に定める額に100分の110を乗じるものとする。</u>	
(1) <u>第33条第1項本文の規定により料金を2月ごとに徴収する場合 計量をした日の属する月分及びその前月分の料金算定基礎額の合計額</u>	
(2) <u>第33条第4項の規定により使用料を料金と同時に徴収する場合 料金算定基礎額及び使用料算定基礎額の合計額</u>	
4 <u>前3項に定めるもののほか、料金及び使用料についての端数計算その他の計算の方法は、企業長が定める。</u>	3 <u>前2項に定めるもののほか、料金及び使用料についての端数計算その他の計算の方法は、企業長が定める。</u>
5・6 (略)	4・5 (略)
別表第1（第26条関係） 別紙のとおり	別表第1（第26条関係） 別紙のとおり

別表第2（第26条関係） 別紙のとおり

別表第2（第26条関係） 別紙のとおり

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。